

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 20 号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）の表及び別表第 2 中「120 円」を「160 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の 1 ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後に搬入される産業廃棄物の処理に係る費用について適用し、施行日前に搬入された産業廃棄物の処理に係る費用については、なお従前の例による。